

令和3年7月28日（水）  
国土交通省関東地方整備局  
総務部

記者発表資料

指名停止措置について

関東地方整備局は、株式会社涸沼建設工業（所在地 茨城県東茨城郡茨城町）に対して、指名停止措置を行いました。  
詳細は別紙のとおりです。

発表記者クラブ

埼玉県政記者クラブ      横浜海事記者クラブ  
竹芝記者クラブ      神奈川建設記者会

問い合わせ先

○総務部契約課長

ナカムラ ヒロシ

中村 宏      （内線2511）

○総務部契約課課長補佐

ナカヤマ ヒロコ

中山 洋子      （内線2517）

さいたま市中央区新都心2-1

電話048-601-3151（代）

総務部契約管理官

タグチ ミコ

田口 由美子      （内線5880）

横浜市中区北仲通5-57

電話045-211-7412（代）

○は本件の主務課です

## 指名停止措置の概要

### 1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	住所
株式会社涸沼建設工業	茨城県東茨城郡茨城町上石崎3948

### 2. 指名停止措置期間

令和3年7月28日から令和3年8月10日まで（2週間）

### 3. 指名停止措置対象区域：関東地方整備局管内

### 4. 事実概要

当該業者は、茨城県発注の緑地等整備工事において、令和元年11月12日、誘導員を配置せずに重機の作業半径内で作業員に作業を行わせるなど、安全管理措置の不適切により、作業員1名が死亡する工事関係者事故を発生させた。

これにより、同社は、令和3年1月7日、労働安全衛生法違反により水戸簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。

### 5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者が、安全管理の措置が不適切であったため工事関係者に死亡者を出し、労働安全衛生法違反により罰金刑となったことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）別表第1第8号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）に該当する。

#### <指名停止措置要領別表第1第8号>

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上2ヵ月以内